

伝祥啓筆「観音図」(三十二幅)にみる鎌倉地方様式と観音懺法

高橋 真作(鎌倉国宝館)

本発表は、建長寺に伝蔵される「観音図」32幅の様式の再考と、それらが使用された儀礼およびその社会背景を考察することによって、いまだ不分明な賢江祥啓(1478～1523に活躍)前代における関東画壇の様相の一つを提示するものである。

本作品群は、山中や海上で様々な姿態をとった観音の姿を32幅にわたって描いた水墨の仏画である。祥啓筆と寺伝にあるが、実際は祥啓活躍以前の15世紀中葉に、複数の画人により合作されたものと推定される。画絹、保存状態などは一様でなく、描法は何通りかに分類でき、制作年代にもやや幅があるとみられる。にもかかわらず総じて一定の様式で統一されていることも否定しがたく、このことはこれらが同一の作画環境(工房など)で継続的に制作されたものと推察できる。本作の中には明朗で洗練された画風を示す一群も確認され、同じ画風を持つ祥啓の登場をうながす素地として相応しいだろう。

様式的には鎌倉地方に伝統的に継承されてきた牧谿様に準じ、伝仲安真康筆「山水人物図」(東京国立博物館蔵)や伝一之筆「白衣観音図」(ドラッカー・コレクション)等との同地域・同時代的親近性が指摘できる。それと同時に、筆線を執拗に重ねる皴法やブロック状の岩皴を積み重ねる表現などに、請来仏画からの摂取によって築かれた鎌倉地方仏画の伝統的描法も看取される。これらの所見に基づいて、本発表ではまず15世紀半ばの鎌倉地方様式の様相を改めて考察したい。

さらに本作品群がどのように扱われたかという未詳の問題がある。近年、將軍足利義持が関与したとみられる明兆本(33幅・東福寺蔵)や、大内政弘の発願とされる雪舟本(伝承作・模本数幅のみ現存)などの連幅観音図が、観音懺法において使用されたことが指摘されている。観音懺法は観音を本尊とし罪障を懺悔する修法であるが、文明年間(1469～87)書写の『建長寺年中諷経并前住記』や『建長寺諸回向并疏冊子』には、「修正方丈観音懺法」や「三十三座懺法」の記載がみられ、本作もまたこれらの懺法儀礼に用いられた可能性が高い。

観音懺法は鎌倉時代末より禅院を中心に修されていたとみられるが、とりわけ禅宗に傾倒した足利義持は観音懺法を盛んに行い、「三十三観音」による新たな懺法儀礼を整備したとみられる。本作はこのように京都で整備された新儀礼方式に基づいて制作されたと考えられるが、その導入時期は、室町幕府との対立関係を深めていた鎌倉公方・足利持氏が永享の乱(1439年)により自害して以降と推察される。京都における儀礼方式を受け入れつつも、作画においてはあくまでも守旧的な様式が用いられている点に、この時期の鎌倉地方文化の一面が示されていると考える。本発表のもう一つの主旨は、これまで制作背景が未詳であった本作品群について、京都と関東における禅林儀礼と政治的背景に関する考察を交えて解明を行うことにある。